

## 下松市上下水道局維持管理業務委託条件付一般競争入札事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市上下水道局が発注する維持管理業務委託（以下「委託」という。）のうち、入札に係る透明性、競争性、公平性を確保するため、委託の業務内容等によって一定の条件を定めた上で、条件に適合する者がすべて入札に参加することができる条件付一般競争入札を実施するために必要な事項を定める。

(対象となる委託)

第2条 条件付一般競争入札は、原則として、予定価格が2千万円以上の委託について実施する。

2 2千万円未満の委託において、委託の内容等特別な理由があるときは、条件付一般競争入札を行うことができるものとする。

3 2千万円以上の委託において、委託の内容等特別な理由があるときは、条件付一般競争入札によらないことができるものとする。

4 対象業務は、次の業種とする。

- (1) 施設維持管理業務
- (2) 清掃等業務
- (3) 警備業務
- (4) 緑地植栽保全管理業務
- (5) 廃棄物収集運搬・処分業務

(入札参加資格)

第3条 条件付一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格要件として、次の事項を定める。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 下松市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 下松市物品調達等入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (5) その他必要と認める事項

(入札参加資格確認申請に必要な書類)

第4条 入札に参加しようとする者から、次の各号に規定するもののうち必要な書類を提出させるものとする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記第1号様式）
- (2) 配置予定技術者届（別記第2号様式）
- (3) 包括的民間委託受託実績調書（別記第3号様式）
- (4) 類似施設受託実績調書（別記第4号様式）
- (5) その他必要な書類

(公告)

第5条 条件付一般競争入札の公告の内容を次のとおり定める。

- (1) 条件付一般競争入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
- (4) 入札契約事項
- (5) 設計図書及び仕様書等の閲覧、配布の場所及び日時
- (6) 入札参加資格の確認申請の手続き
- (7) 入札参加資格適合・非適合通知の発送日
- (8) 非適合の理由説明申し出の場所及び日時
- (9) 入札を執行する場所及び日時
- (10) 入札の無効に関する事項
- (11) 入札執行方法
- (12) その他必要な事項

## 2 公告の方法

- (1) 公告期間 公告から条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出期限までは、10日（初日及び土日祝日を含む。）以上とする。
- (2) 掲示方法及び情報提供 下松市役所前掲示場に掲示する。掲示を行った情報は、ホームページ等を活用して幅広く情報提供を行うこととする。

(入札参加資格の確認)

第6条 入札担当課は、提出された入札参加資格確認申請書等の資料の受付確認を行い、審査した上でその結果を指名審議会に諮るものとする。

2 前項の入札参加資格の審査において適合とされた者が、入札時まで非適合となる事由が発生した場合は、その資格について前項の規定を適用し再度確認を行うものとする。

(入札参加資格の確認結果の通知)

第7条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前条の規定により確認された入札参加資格の適否について、入札参加資格適合・非適合通知書（別記第5号様式）により入札参加資格確認申請者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の通知後、入札時まで非適合となる事由が発生し、前条第2項の規定により非適合

とされた場合は、入札参加資格非適合通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（非適合理由の説明）

第8条 前条第1項及び第2項の通知により非適合とされた申請者は、その理由について非適合理由説明請求書（別記第7号様式）により説明を求めることができるものとする。

2 管理者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該請求者に対し入札参加資格非適合理由説明書（別記第8号様式）により回答するものとする。

（現場説明会）

第9条 現場説明会は開催しない。ただし、管理者が特に必要と認めるときはこの限りでない。

（入札参加者等の公表）

第10条 管理者は、当該入札が執行された後、次の各号に規定する項目について速やかに公表するものとする。

（1）当該入札に参加しようとした者の名称

（2）入札参加資格の確認結果

（3）非適合となった理由

2 公表は、閲覧方式により下松市上下水道局内で行うものとする。

3 公表の期間は、公表の開始日から1年間とする。

（その他）

第11条 入札に参加しようとする者が提出する申請書等の作成に係る費用は、全て申請者の負担とする。

2 提出された申請書等は、返却しないものとする。

3 提出された申請書等は、条件付一般競争入札の資料としての使用以外に、申請者に無断で使用してはならない。

4 申請書等に虚偽の記載をした者は、下松市物品調達等入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。